

赤平市  
新型コロナウイルスワクチン接種実施計画書

(初版)  
令和3年5月

## 1, 目的

新型コロナウイルス感染症については、その発生以来多くの患者が生じ健康を損なうとともに、医療提供体制に大きな影響を及ぼしているほか、国民全体が感染防止対策の徹底を求められるなど、日常生活に大きな影響を与えている。

こうした中で、生命・健康を損なうリスクや医療への負荷の軽減、更には社会経済の安定につながることを期待されることから、国の主導的役割、北海道の支援的役割のもと、赤平市は新型コロナウイルスワクチンについて、住民への情報提供、相談受付、赤平市医師会及び接種医療機関との調整等、市民が円滑、安全にワクチン接種を受けることができるよう体制整備を行うをことを目的にこの実施計画を策定する。

## 2, 実施期間 令和3年2月17日から令和4年2月28日

## 3, 予防接種対象者

### (1) 対象者 (令和3年3月19日現在)

総人口		9,592 人
	人口 (16 歳以上)	8,957 人
	高齢者 (施設入所以外)	4,318 人
	高齢者施設入所者	375 人
	医療従事者	500 人
	基礎疾患を有する者 (20 歳~64 歳) 6.3%	255 人
	高齢者施設等従事者	175 人
	60 歳から 64 歳の者	712 人
	16 歳から 59 歳で上記にあてはまらない者	2,622 人
人口 (0 歳~15 歳)	635 人	

### (2) 接種の同意

予防接種の有効性・安全性、また、接種後の通常起こりうる副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、対象者またはその保護者がその内容を理解しうるよう適切な説明を行い、本予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限り接種を行う。

なお、予防接種の対象者の意思確認が困難な場合は、家族またはかかりつけ医の協力により対象者本人の意思確認をすることは認められるが、接種を希望することが確認できた場合に限り接種を行うことができる。

## 4, 実施体制

### (1) 実施機関

赤平市、赤平市医師会、市内医療機関

(2) 赤平市の人員体制

介護健康推進課新型コロナウイルスワクチン接種対策室設置 室員 4 名 (兼務)

4 月 1 日より会計年度任用職員 2 名

5. 実施方法

予防接種は、予防接種法 (昭和 23 年法律第 68 号) に基づき、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」に準じて実施するものとする。

(1) 接種券の配布

接種券は① 85 歳以上、② 80 歳から 84 歳、③ 75 歳から 79 歳、④ 70 歳から 74 歳、⑤ 65 歳から 69 歳の年齢帯に分けて準備をし、希望のあった市内外の高齢者施設入所者、障がい者施設入所者、入院患者等を直接施設等に郵送する。

その他のものについては、高齢の年齢帯から段階的に 5 月 10 日の週より発送する。

接種券に同封するものは、接種券付きクーポン券、予診票 2 枚、厚労省作成案内、市作成案内とする。

(2) 予約体制

市内医療機関分を一括 Web 予約と電話予約にて行う。

Web 予約；クラウドを使用した予約システム、2 回分を予約する。

電話予約；コミセン研修室電話回線 4 回線に対応する (実質 6 回線まで、話中の場合は①健康づくり推進係、②総務課庶務係へ回る)。

会計年度職員 2 名、各課からの応援要員 2 名 (又は室員) に対応する。

電話受付も同じ Web 予約システム (インターネット回線) を使用する。

予約開始は 5 月 17 日からを予定し、ワクチン確保量に応じて各医療機関の予約枠を決める。1 回目と 2 回目の接種の仕方については医療機関により異なるが、1 回目の予約時に 2 回目分も必須で予約を受付ける。

予約受付は前々日の 4 時半まで、予約者リストをエクセルファイルにし、確定分全てをメールにて各医療機関へ送る。

(3) 相談体制

接種方法や医療機関等に関する相談は、介護健康推進課健康づくり推進係保健師が行う。副反応やその対応方法など専門性の高い相談は「北海道新型コロナウイルスワクチン接種相談センター 0120-306-154」を紹介する。施策の在り方等に関する問合せは「厚生労働省新型コロナウイルスコールセンター 0120-761-770」を紹介する。

(4) 接種体制

1) 接種は、市内医療機関による個別接種とする。

① あかびら市立病院 基本型接種医療機関 (医療従事者接種は連携型医療施設)

② 平岸病院 基本型接種医療機関 (医療従事者接種は連携型医療施設)

### ③佐々木内科クリニック サテライト型接種医療機関

#### 2) 接種医療機関内での感染防止対策

接種医療機関においては、時間ごとの予約者数を定めるほか、医療機関内待合での密集を避けるよう努め、常に換気を実施、手すりやドアノブなどの消毒とともに、来院者に対し手指消毒の徹底、マスクの装着を促す。また接種予約者においては当日発熱等の体調不良時には、接種をキャンセルするよう促す。

#### 3) 重度の副反応への対応

接種医療機関は、アナフィラキシー等の重篤な副反応に対し必要な物品を用意し、その他救急体制の確保を行う。

##### ○救急用品

- ・ 血圧計、静脈路確保用品、輸液セット、生理食塩水
- ・ アドレナリン（エピネフリン）、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液

##### ○救急体制確保

- ・ 救急用品のチェック
- ・ 救護スペースの確保
- ・ 自院で初期対応のみを行う場合の対応方法の確認

#### 4) 住所地外接種

ワクチン接種は、住民票所在地の市町村で接種を受けることを原則とし、やむを得ない事情による場合には、住民票所在地以外で接種を受けることができる。

ただし、病医院や高齢者施設等に入院入所等をしているもの以外は、予防接種を受けようとする医療機関の所在地の市町村に対して、住所地外接種を希望する旨を申請し「住所地外接種届け出済証」を受け取り医療機関等に接種券及び住所地外接種届け出済証を持参し接種を受ける。

#### 5) 転入及び転出の取り扱い

転入及び転出したものが、予防接種を受けようとする場合、転入前、転出前の市町村から発行された接種券及び接種済証付きクーポン券は使用することができないため、そのクーポン券を転入した市町村へ示し、接種が終わっていない分のクーポン券の発行を新たに受け、そのクーポン券を使用して接種を受ける。

#### 6) 高齢者施設等の接種

高齢者施設等においては、基本型接種医療機関による巡回接種を行う。また、クラスター防止の観点より、当該施設において介護等直接入所者にかかわる業務に従事する従事者については、巡回接種時に同時接種を行うこととする。その場合、V-SYSにより接種券付き予診票を作成する。

#### 7) 訪問診療患者への接種

訪問診療を受けている患者については、訪問診療による接種を行う。

8) 障がい者施設等の接種

障がい者施設等においては、65歳以上を対象に、基本型接種医療機関による巡回接種を行う。

9) その他

高齢者施設及び障がい者施設入所者のうち、64歳以下のものは、原則高齢者の優先接種対象にはならないが、ワクチンの流通状況やワクチンの効率的な使用を鑑み、基本型接種医療機関、当該施設、市と協議の上同時接種を進めることとする。

また、医療機関の個別接種において急遽余剰ワクチンが発生した場合の対応のため、市内高齢者施設、障がい者施設、社会福祉法人、警察、市役所等に協力を要請し、市民で対象年齢以上であれば、年齢に関係なく急遽医療機関の要請に応じ接種を受けられる職員を確保する。

(5) 住民への周知

住民への周知は、広報、広報折込チラシ、市ホームページ、LINEチャットポット、地域みっちゃく生活情報誌SORAを用いて行う。

6. 健康被害等の対応

(1) 副反応等への対応

ワクチン接種により副反応疑いが発生した場合には、発症を確認した医療機関又は医師が、予防接種法及び医薬品医療機器等法に基づき、(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)に対し、「副反応疑い報告」を速やかに実施する。

1) 新型コロナワクチンに係る副反応疑いの報告

症状	期間
アナフィラキシー	4時間
その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であって、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡もしくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間

〈その他積極的な報告を検討する症状〉

けいれん、ギラン・バレ症候群、急性散在性脳脊髄炎(ADEM)、血小板減少性紫斑病、血管炎、無菌性髄膜炎、脳炎・脳症、関節炎、脊髄炎、心筋炎、顔面神経麻痺、血管迷走神経反射(失神を伴うもの)

(2) 予防接種健康被害救済制度

市は新型コロナワクチンを接種したことにより健康被害が生じたと厚生労働大臣が認めたものについて、救済給付を行う。また、救済給付に係る費用は、国が負担する。

健康被害給付の申請は、給付の種類に応じて必要な書類を揃えて市に請求申請する。市は赤平市予防接種健康被害救済措置事務処理要綱に基づき、状況の把握、委員会への報告、委員会開催請求及び調査審議を行い、厚生労働大臣の判定申請が必要である旨の

判断がなされた場合には、必要な書類を添付して北海道知事に対し、厚生労働大臣への進達を依頼する。

#### 7. 今後のスケジュール等（令和3年5月10日時点）

##### （1）接種券の発送

令和3年5月12日（水）から、①85歳以上、②80歳から84歳、③75歳から79歳、④70歳から74歳、⑤65歳から69歳と年齢帯を分けて順次発送する。

##### （2）接種予約

令和3年5月17日（月）9：00～

電話平日 9：00～16：30

Web 24時間

##### （3）ワクチン接種

1) 高齢者施設；令和3年5月6日から順次巡回接種を行う

2) 上記以外の高齢者；令和3年5月24日から完全予約制で接種を行う

3) ワクチン接種会場；市内3医療機関

医療機関名	接種日	受付時間
あかびら市立病院	月曜日～金曜日	13：00～14：30
平岸病院（新病棟）	月曜日～金曜日	13：00～14：30
佐々木内科クリニック	月曜日～金曜日	9：00～11：00, 14：00～15：00

##### （4）ワクチン確保状況

	納入日（予定日）	配分数
高齢者第4クール	5月2日（日）	1箱 975回分
高齢者第5クール	5月23日（日）	3箱 3510回分
高齢者第6クール	5月24日～6月6日	4箱 4680回分
高齢者第7クール	6月7日～6月20日	未定
高齢者第8クール	6月21日～7月4日	未定